

令和2年4月28日

保護者様

足立区教育委員会
教育長 定野 司

新型コロナウイルス感染症対策に伴う区内幼稚園等の臨時休園について

日頃から足立区教育委員会および教育・保育活動にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、区では国の緊急事態宣言の発出を受けて、令和2年4月9日から5月6日までの間、全ての認可保育園、私立幼稚園及び私立認定こども園において臨時休園をしております。

5月7日以降、国の緊急事態宣言期間が延長されるかどうかについては、現在、国で検討しておりますが、都内の感染の収束が見通せないことや継続的な感染拡大防止の必要性から、**臨時休園の要請及びそれに伴う緊急特別保育を継続することといたしました。**

国や都から緊急事態宣言の解除等、今後の方針が示された場合には、お子様が安心して通園できるかを最大限考慮した上で、速やかに区の方針をお知らせいたします。

引き続き、多大なる不便をおかけすることとなりますが、子どもや保護者の皆様、また幼稚園教諭等への感染拡大を最大限に防ぐためにも、ご理解、ご協力をお願いいたします。

1 緊急特別保育の実施について

(1) **引き続き、区が指定する保育園での緊急特別保育を実施します。**

新たに緊急特別保育を希望される場合、「緊急特別保育申込書」及び「緊急特別保育用勤務申告書」を**5月1日（金）正午までに子ども政策課私立幼稚園係にご提出願います。****E-mail 等での提出も可能です。**郵送で上記期限までに間に合わない場合は、担当課までご連絡ください。

また、申請書は足立区のホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.adachi.tokyo.jp/kodomokate/20200303koronakodomokateibu.html>

【緊急特別保育を必要とする保護者の例】

社会生活を維持する上で必要な施設に関連する業種の従事者（医療施設、食料品販売施設、警察署、消防署など）、その他、ひとり親世帯等で、保育所での保育ができないことで著しく普段の生活に影響をきたすと考えられる保護者

なお、認定こども園に通われている場合は、書類を園にご提出願います。

また、現在緊急特別保育を利用中で、今後も利用を希望される場合は、利用している

保育園から書類を受け取り、園にご提出願います。

(2) 緊急特別保育の実施条件

- ①給食の提供（おやつ含む）はございません。各ご家庭でお弁当のご用意：（裏面あり）
す。
- ②預かり時間は7時30分から18時30分までです。延長保育は実施いたしません。
- ③原則、居住地に近いエリアで緊急特別保育を実施している園にてお子様をお預かりしますが、ご案内する園が希望に沿わない園（エリア）となる可能性もありますので、あらかじめご了承ください。
- ④車での送迎は、園児や近隣住民の安全確保及び近隣交通に支障が生じるため、お断りしております。
- ⑤区ホームページに掲載の「緊急特別保育における留意事項」を確認のうえ、持ち物などの準備をお願いします。
- ⑥特別保育実施園で感染者が発生した場合、保護者の家庭の状況にかかわらず、完全に臨時休園を実施いたします。

【問い合わせ・提出先】

子ども政策課私立幼稚園係 電話 03-3880-6147（直通）
E-mail kosodate@city.adachi.tokyo.jp
FAX 03-3880-5641